

審 査 基 準

令和 7 年 5 月 1 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第101条第 6 項
処 分 の 概 要：免許証等の更新（適性検査により判断する場合以外の場合）
原 権 者：大分県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法第95条の 6 第 1 項及び第 2 項（免許証等の有効期間）、第101条第 1 項及び第 7 項（免許証等の更新の申請及び定期検査）、第101条の 2 の 2 第 1 項（免許証等の更新に係る申請先の特例）、第101条の 3（更新を受けようとする者の義務）及び第101条の 4 第 1 項から第 3 項まで（70歳以上の者の特例） 道路交通法施行令第33条の 7（優良運転者及び違反運転者等に係る基準）、第37条の 6（免許証等の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）及び第37条の 6 の 2（免許証等の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者） 道路交通法施行規則第29条（免許証等の更新の申請等）及び第29条の 2 の 2（免許証等の更新の申請等） 運転免許に係る講習等に関する規則第 1 条（講習の基準）及び第 2 条（講習の基準）
審 査 基 準： 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：1 日（行政庁の休日を除く。） ※ 警察署（杵築幹部交番及び津久見幹部交番を含む。）において免許証の交付の申請が行われた場合については、28日（行政庁の休日を除く。） ※ 道路交通法第101条の 2 の 2 第 1 項の規定に基づく申請（経由地申請）が行われた場合については、経由地公安委員会から更新申請書等を受理した日から21日（行政庁の休日を除く。） ※ 経由地申請を受理した場合の住所地を管轄する公安委員会への更新申請書等の通知については、7 日（行政庁の休日を除く。）
申 請 先：大分県警察本部交通部運転免許課又は各警察署交通関係事務担当課
問 合 せ 先：大分県警察本部交通部運転免許課免許係（電話 097-528-3000） 各警察署交通関係事務担当課
備 考：